

第14回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和6年7月29日（月曜日）

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|---|------|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第32号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る
あっせん委員の指名について | 1 件 |
| 第 5 | 報告第33号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 1 件 |
| 第 6 | 議案第68号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 1 件 |
| 第 7 | 議案第69号 現況証明願について | 5 件 |
| 第 8 | 議案第70号 農地法第3条の規定による許可申請について | 7 件 |
| 第 9 | 議案第71号 農地法第5条の規定による許可申請について | 1 件 |
| 第10 | 議案第72号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 21 件 |

○出席委員（14名）

1 番 平山 正志 君	3 番 大泉 義明 君	4 番 小野寺典男 君
5 番 佐藤 松喜 君	6 番 渡邊 裕義 君	8 番 舟山 珠代 君
9 番 津野 齊 君	10 番 甲斐やす子 君	11 番 笛木 眞一 君
12 番 山本 政弘 君	13 番 熊谷 英二 君	14 番 嶋中 勝 君
15 番 遠藤 聡 君	16 番 佐藤 徳市 君	

○議事参与の制限を受けた委員（2名）

● 番 ● ● ● ● 君 ● 番 ● ● ● ● 君

○欠席委員（2名）

2 番 澁谷 洋 君 7 番 森田 享子 君

○その他出席者

事務局長 村山 尚 君
振興係長 工藤 理恵 君
主 任 湊谷 沙紀 君

事務局次長 小幡 裕也 君
農地係長 青島 雅明 君

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 只今から第14回標茶町農業委員会総会を開会いたします。

只今の出席委員は14名、欠席2名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

(午前 9時48分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐藤徳市君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

1番・平山君

3番・大泉君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○会長(佐藤徳市君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

第14回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎会務報告

○会長(佐藤徳市君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配付のとおりであります。

◎報告第32号

○会長(佐藤徳市君) 日程第4。報告第32号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長(青島雅明君) はい。

報告第32号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は別紙のとおり1件となっております。

番号 1

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん

申出面積 140.1 h a

指名年月日 令和 6 年 7 月 9 日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、平山委員、渡邊委員、甲斐委員、嶋中委員。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号 1 について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第 3 2 号、内容 1 件は報告のとおり承認されました。

◎報告第 3 3 号

○会長（佐藤徳市君） 日程第 5。報告第 3 3 号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容 1 件を議題といたします。

番号 1 を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第 3 3 号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり 1 件となっております。

番号 1

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 嶋中委員

あっせん委員 平山委員、渡邊委員、甲斐委員

報告年月日 令和 6 年 7 月 1 2 日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字クチョロ原野北24線東 5 9 - 1

現況地目 畑

面積 32,373㎡

価格 1,926,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金

続きまして、

土地の所在 字クチョロ原野北23線東59-1

現況地目 畑

面積 13,556㎡外3筆、合計面積は74,306㎡

価格 3,278,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金

続きまして、

土地の所在 字クチョロ原野北24線東61-1

現況地目 畑

面積 11,573㎡外2筆、合計面積は62,001㎡

価格 3,677,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入

続きまして、

土地の所在 字弟子屈827-1

現況地目 畑

面積 103,453㎡外12筆、合計面積は577,213㎡

価格 35,438,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入

続きまして、

土地の所在 字栄28-1

現況地目 畑

面積 14,526㎡外9筆、合計面積は168,868㎡

価格 6,903,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入

続きまして、

土地の所在 字栄50-2

現況地目 畑

面積 14,591㎡外6筆、合計面積は123,612㎡

価格 3,739,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入

続きまして、

土地の所在 字栄 8 5 - 1

現況地目 畑

面積 748㎡外 1 3 筆、合計面積は52,733㎡

価格 2,940,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入

続きまして、

土地の所在 字栄 4 4 - 2

現況地目 畑

面積 8,007㎡外 8 筆、合計面積は310,109㎡

価格 11,479,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入

なお番号 1 につきましてはあっせん委員長であります嶋中委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 1 4 番・嶋中君。

○1 4 番（嶋中 勝君） 1 4 番、嶋中です。

報告第 3 3 号、番号 1 について報告いたします。

令和 6 年 7 月 1 2 日に平山委員、渡邊委員、甲斐委員と私、事務局より青島係長で第 1 回あっせん委員会を開催しました。

本件は、農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社の取得した農地を、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんが借り上げ、今年度公社より売渡を受ける案件となっております。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号 1 について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、1 4 番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第33号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎議案第68号

○会長（佐藤徳市君） 日程第6。議案第68号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第68号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1

賃借人、●●●●、●●●●さん

賃貸人、●●●●、●●●●さん

土地の表示、字虹別434-6

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、42,816㎡外3筆、合計面積は108,524㎡

設定内容、賃貸借

契約年月日、平成28年3月24日

契約期間、平成28年3月24日から令和8年3月23日まで

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和6年7月10日となっております。

なお、番号1については平山委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 1番・平山君。

○1番（平山正志君） 1番、平山です。

議案第68号、番号1について説明させていただきます。

7月22日に現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

賃貸人、●●●●さんと、賃借人、●●●●さんの賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、1番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第68号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第69号

○会長（佐藤徳市君） 日程第7。議案第69号、現況証明願について、内容5件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第69号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり5件となっております。

番号1

土地の所在、字中チャンベツ671-26

登記簿地目、牧場

現況、農地、採草放牧地以外

農地区分、一般民有地

利用状況、宅地

面積、5,745㎡

所有者名、●●●●さん

申請者名、●●●●さん

調査委員は、小野寺委員、津野委員、甲斐委員、山本委員、遠藤委員

調査年月日、令和6年7月2日

なお、調査結果につきましては、甲斐委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 10番・甲斐君。

○10番（甲斐やす子君） 10番、甲斐です。

議案第69号、番号1について報告いたします。

令和6年7月2日に小野寺委員、津野委員、山本委員、遠藤委員と私、事務局より青島係長と現地調査をしてまいりました。

資料の1ページから2ページをご覧ください。

当該地の現況は、宅地となっており、隣接農地とはっきりと区分けされておりました。以上のことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

- 会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、
10番、甲斐君の報告を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決いたします。
原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。
よって、番号1については原案可決されました。
続きまして番号2を議題といたします。
事務局より内容説明をさせます。
農地係長青島君。

- 農地係長（青島雅明君） はい。
番号2
土地の所在、字虹別原野60線106-1
登記簿地目、畑
現況、農地、採草放牧地以外
農地区分、一般民有地
利用状況、宅地
面積、20,916㎡外2筆、合計面積は44,755㎡
所有者名、●●●●さん
申請者名、●●●●さん
調査委員は、平山委員、佐藤松喜委員、笛木委員
調査年月日、令和6年7月8日
なお、調査結果につきましては、笛木委員より報告をお願いいたします。

- 会長（佐藤徳市君） 11番・笛木君。

- 11番（笛木眞一君） 11番、笛木です。
議案第69号、番号2について報告いたします。

令和6年7月8日に平山委員、佐藤松喜委員と私、事務局より青島係長と現地調査をしてまいりました。

資料の3ページから4ページをご覧ください。

当該地の現況は、宅地となっており、隣接農地とははっきりと分けられておりました。以上のことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

- 会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号2について事務局の説明並びに、現地調査にあたられま

した、11番、笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続きまして番号3を議題といたします。

事務局より内容説明をさせます。

農地係長青島君。

○農地係長(青島雅明君) はい。

番号3

土地の所在、字熊牛原野12線東5-5

登記簿地目、畑

現況、農地、採草放牧地以外

農地区分、一般民有地

利用状況、宅地

面積、6,492㎡

所有者名、●●●●さん

申請者名、●●●●さん

調査委員は、渡邊委員、森田委員、嶋中委員

調査年月日、令和6年7月12日

なお、調査結果につきましては、嶋中委員より報告をお願いいたします。

○会長(佐藤徳市君) 14番・嶋中君。

○14番(嶋中勝君) 14番、嶋中です。

議案第69号、番号3について報告いたします。

令和6年7月12日に渡邊委員、森田委員と私、事務局より青島係長と現地調査をしてまいりました。

資料の5ページから6ページをご覧ください。

当該地の現況は、宅地となっており、隣接農地とはっきりと区分けされておりました。以上のことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号3について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、14番、嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

続きまして番号4を議題といたします。

事務局より内容説明をさせます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号4

土地の所在、字西標茶66-6

登記簿地目、牧場

現況、農地、採草放牧地以外

農地区分、一般民有地

利用状況、山林

面積、643㎡外2筆、合計面積は708㎡

所有者名、●●●●さん

申請者名、●●●●さん

調査委員は、澁谷委員、舟山委員、甲斐委員、熊谷委員

調査年月日、令和6年5月1日

なお、調査結果につきましては、甲斐委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 10番・甲斐君。

○10番（甲斐やす子君） 10番、甲斐です。

議案第69号、番号4について報告いたします。

令和6年5月1日に澁谷委員、舟山委員、熊谷委員と私、事務局より青島係長と現地調査をしてまいりました。

資料の7ページから9ページをご覧ください。

当該地の現況は、山林、原野になっており、隣接農地とはっきりと区分けされておりました。以上のことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号4について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、10番、甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

続きまして番号5を議題といたします。

事務局より内容説明をさせます。

農地係長青島君。

○農地係長(青島雅明君) はい。

番号5

土地の所在、字オソツベツ500-2

登記簿地目、牧場

現況、農地、採草放牧地以外

農地区分、一般民有地

利用状況、原野

面積、14,958㎡外33筆、合計面積243,271㎡

所有者名、●●●●さん

申請者名、●●●●さん

調査委員は、澁谷委員、舟山委員、甲斐委員、熊谷委員

調査年月日、令和6年5月1日

なお、調査結果につきましては、甲斐委員より報告をお願いいたします。

○会長(佐藤徳市君) 10番・甲斐君。

○10番(甲斐やす子君) 10番、甲斐です。

議案第69号、番号5について報告いたします。

令和6年5月1日に澁谷委員、舟山委員、熊谷委員と私、事務局より青島係長と現地調査をしてまいりました。

資料の10ページから13ページをご覧ください。

当該地の現況は、山林、原野になっており、隣接農地とはっきりと区分けされておりました。以上のことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号5について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、10番、甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号５については原案可決されました。

以上をもって、議案第６９号、内容５件は原案可決されました。

◎議案第７０号

○会長（佐藤徳市君） 日程第８。議案第７０号、農地法第３条の規定による許可申請について、内容７件を議題といたします。

お諮りいたします。

番号１から番号２まで内容２件について、審議の都合上、一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議ないものと認めます。

よって、番号１から番号２まで内容２件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第７０号について説明させていただきます。

農地法第３条の規定による許可申請について、農地法第３条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり７件であります。

番号１

譲渡人、●●●●、●●●●さん

譲受人、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字阿歴内原野北３線１８０－１

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、40,139㎡外１筆、合計面積は41,131㎡。

契約の種類、売買

譲渡人 相手方の希望による、譲受人 経営規模拡大のため

資金調達の方法及び価格 資金借入 2,400,000円

譲受人構成員１０名

農地 譲受人 3,594,679㎡うち借入地3,226,133㎡。

経営状況につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、番号２については、譲受人、契約の種類、権利移転（設定）の理由、構成員、経営状況につきましては、番号１と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号２

譲渡人、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内原野北３線１７９

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、49,671㎡外１筆、合計面積は50,661㎡。

資金調達の方法及び価格、資金借入で3,000,000円。

農地 譲受人 3,604,209㎡うち借入地3,226,133㎡。

なお、番号1から番号2の調査結果につきましては、遠藤委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 15番・遠藤君。

○15番（遠藤聡君） 15番、遠藤です。

議案第70号、番号1から番号2について報告いたします。

令和6年7月18日に現地調査を行いました。

許可を受けようとする土地の表示および状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の●●●●さん、●●●●さんは相手側の希望により、譲受人の●●●●さんは、経営規模拡大のため今回の申請となりました。

申請地を取得する●●●●については、農地法第3条の許可要件を満たしており、許可については問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1から番号2について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、15番、遠藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2について、内容2件は原案可決されました。

お諮りいたします。

番号3から番号6まで内容4件について、審議の都合上、一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議ないものと認めます。

よって、番号3から番号6まで内容4件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号3。

譲渡人、●●●●、●●●●さん

譲受人、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字阿歴内31

地目、登記簿牧場、現況畑。

面積、45,044㎡外24筆、合計面積は1,219,506㎡。

契約の種類、売買。

権利移転（設定）の理由、譲渡人、相手方の希望による、譲受人、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、資金借入で7,000,000円。

譲受人構成員10名。

農地、4,773,054㎡うち借入地3,226,133㎡。

経営の状況については、説明を省略させていただきます。

また、備考のとおり、この申請につきましては、共有持分の6分の1となっております。

なお、番号4から番号6については、譲受人、土地の所在表示、契約の種類、権利移転（設定）の理由、構成員、畑の経営面積、経営状況、共有持分につきましては、番号3と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

続きまして

番号4。

譲渡人、●●●●、●●●●さん。

資金調達の方法及び価格、資金借入で7,000,000円。

続きまして

番号5。

譲渡人、●●●●、●●●●さん。

資金調達の方法及び価格、資金借入で7,000,000円。

続きまして

番号6。

譲渡人、●●●●、●●●●さん。

資金調達の方法及び価格、資金借入で2,200,000円。

なお、番号3から番号6の調査結果につきましては、遠藤委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君）15番・遠藤君。

○15番（遠藤聡君）15番、遠藤です。

議案第70号、番号3から番号6について報告いたします。

7月18日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示および状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんは相手側の希望により、譲受人の有限会社めぐみさんは、経営規模拡大のため今回の申請となりました。

申請地を取得する有限会社めぐみさんについては、農地法第3条の許可要件を満たしており、許可については問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号3から番号6について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、15番、遠藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3から番号6まで内容4件については原案可決されました。

続いて番号7を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長(青島雅明君) はい。

番号7。

貸付人 ●●●●、●●●●さん。

借受人 ●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野19線東15-9の内。

地目、登記簿原野、現況畑。

面積、65㎡外1筆、合計面積は138㎡

契約の種類 地役権の設定。

権利設定の理由 貸付人 相手方の希望による、借受人 地役権の設定をしたいため

なお、調査結果につきましては、渡邊委員より報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 6番・渡邊君。

○6番(渡邊裕義君) 6番・渡邊です。

議案第70号、番号7について説明させていただきます。

令和6年7月12日に現地調査を行いました。

許可を受けようとする土地の表示および状況は記載のとおり確認しました。

この申請は、電柱設置に伴い電線が●●●●さん所有の農地を横断するため、地役権の設定をするものであります。権利設定に伴い農地等に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないことから、許可については問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、6番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号7については原案可決されました。

以上をもって、議案第70号、内容7件は原案可決されました。

◎議案第71号

○会長（佐藤徳市君） 日程第9。議案第71号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第71号について説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地転用のための権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件であります。

番号1。

所有者、●●●●、●●●●さん。

転用者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字標茶728の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、3,563.93㎡外1筆、合計面積は13,262.53㎡

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借

転用目的は、酪農舎建設（増築）及びスタック用地の確保のため

転用計画内容、期間、許可日から永久。

酪農舎334.22㎡、スタック3,160㎡、雑種地2,227.33㎡、作業兼道路用地7,540.98㎡。

調査委員は、平山委員、佐藤松喜委員、笛木委員。

調査結果につきましては平山委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 1番・平山君。

○1番（平山正志君） 1番・平山です。

議案第71号 番号1について報告いたします。

令和6年7月8日に、佐藤松喜委員、笛木委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申請地は、参考資料の14ページから15ページに記載されていますのでご覧ください。

申請者は、●●で営農する●●●●さんで、貸主の●●●●さんの土地に酪農舎建設を目的とした永久転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、契約内容及び転用の目的、転用計画については、記載のとおり確認しています。

実行性、信用力については、転用にかかわる行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

当該地は農振農用地区域内農地であることから原則不許可ですが、今後も営農を続けるうえで、必要な施設の建設であり、転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました1番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第71号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第72号

○会長（佐藤徳市君） 日程第10。議案第72号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容21件を議題といたします。

お諮りいたします。

番号1から番号4まで内容4件について、審議の都合上、一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号4まで内容4件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第72号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり21件となっております。

番号1

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字西標茶65－19

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、1,010㎡外9筆、合計面積325,478㎡

利用権設定等の種類、所有権の移転

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地

成立する法律関係、売買

所有権移転の時期、令和6年8月1日

対価の支払期限、令和6年9月13日

土地の引渡時期、対価の支払日

価格、10,138,000円

支払方法は指定口座振込みとなっております。

なお、番号2から番号4については、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、所有権移転の時期、対価の支払期限、土地の引渡時期、支払方法が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字オソツベツ500-1

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、24,842㎡外16筆、合計面積は624,870㎡

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地

価格、14,789,000円

番号3

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字オソツベツ563-1

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、88,212㎡外8筆、合計面積は379,706㎡

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地

価格、15,960,000円

番号4

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字オソツベツ212-1

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、15,390㎡外5筆、合計面積は151,865㎡

利用権設定等の内容、普通畑

価格、4,607,000円

なお、番号1から番号4は、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号4まで内容4件については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号5から番号12まで内容8件について、審議の都合上、一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号5から番号12まで内容8件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長(工藤理恵君) はい。

番号5

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字クチョロ原野北24線東59-1

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、32,373㎡

利用権設定等の種類、所有権の移転

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、売買

所有権移転の時期、令和6年8月1日

対価の支払期限、令和6年10月30日

土地の引渡時期、対価の支払日

価格、1,926,000円

支払方法は指定口座振込みとなっております。

なお、番号6から番号12については、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、所有権移転の時期、対価の支払期限、土地の引渡時期、支払方法が番号5と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号6

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字クチョロ原野北23線東59-1

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、13,556㎡外3筆、合計面積は74,306㎡

利用権設定等の内容、普通畑

価格、3,278,000円

番号7

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん

土地の所在、字クチョロ原野北24線東61-1

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、11,573㎡外2筆、合計面積は62,001㎡

利用権設定等の内容、普通畑

価格、3,677,000円

番号8

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん

土地の所在、字弟子屈827-1

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、103,453㎡外12筆、合計面積は577,213㎡

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地

価格、35,438,000円

番号9

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん

土地の所在、字栄28-1

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、14,526㎡外9筆、合計面積は168,868㎡

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地

価格、6,903,000円

番号10

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん

土地の所在、字栄50-2

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、14,591㎡外6筆、合計面積は123,612㎡

利用権設定等の内容、普通畑

価格、3,739,000円

番号11

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん

土地の所在、字栄85-1

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、748㎡外13筆、合計面積は52,733㎡

利用権設定等の内容、普通畑

価格、2,940,000円

番号 1 2

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん

土地の所在、字栄 4 4 - 2

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、8,007㎡外 8 筆、合計面積は310,109㎡

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地

価格、11,479,000円

なお、番号 5 から番号 1 2 については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 5 から番号 1 2 まで内容 8 件については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号 1 3 から番号 1 5 まで内容 3 件について、審議の都合上、一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 3 から番号 1 5 まで内容 3 件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号 1 3

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●●、●●●●●さん

土地の所在、字西標茶 6 5 - 1 の内

地目、登記簿原野、現況畑。

面積、27,459㎡外 4 筆、合計面積は101,082㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和 6 年 8 月 1 日から令和 1 6 年 7 月 3 1 日

土地の引渡時期、令和6年8月1日

金額は、年間252,705円

支払方法は毎年11月末までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号14から番号15については、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、土地の引渡時期、支払方法が番号13と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号14

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、宇西標茶65-3の内

地目、登記簿牧場、現況畑

面積、5,552㎡外1筆、合計面積は6,923㎡

利用権の期間、令和6年8月1日から令和16年7月31日

金額は、年間17,307円

支払方法は毎年11月末までに指定口座振込みとなっております。

番号15

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字虹別406-1

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、38,892㎡外4筆、合計面積は147,415㎡

金額は、年間471,728円となっております。

以上です。

なお、番号13から番号15については平山委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 1番・平山君。

○1番（平山正志君） 1番、平山です。

議案第72号、番号13から番号15について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、7月22日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました1番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号１３から番号１５まで内容３件については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号１６から番号１７まで内容２件について、審議の都合上、一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号１６から番号１７まで内容２件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号１６

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字中チャンベツ４５－２の内

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、13,459㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和６年８月１日から令和１６年７月３１日

土地の引渡時期、令和６年８月１日

金額は、年間33,600円

支払方法は毎年１０月末までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号１７については、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、利用権の期間、支払方法が番号１６と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号１７

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字雷別１３０－１

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、21,272㎡外４筆、合計は130,761㎡

金額は、年間330,700円となっております。

以上です。

なお、番号１６から番号１７については山本委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 12番・山本君。

○12番（山本政弘君） 12番、山本です。

議案第72号、番号16から番号17について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、7月10日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続と新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さん、●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました12番・山本君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号16から番号17まで内容2件については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号18から番号20まで内容3件について、審議の都合上、一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号18から番号20まで内容3件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号18

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字阿歴内19－18

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、2,033㎡外48筆、合計は592,965㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和6年8月1日から令和10年12月31日

土地の引渡時期、令和6年8月1日

金額は、年間942,000円

支払方法は毎年10月末までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号19から番号20については、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、土地の引渡時期、支払方法が番号16と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号19

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字阿歴内原野北2線189-1の内

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、45,453㎡外6筆、合計は186,671㎡

利用権の期間、令和6年8月1日から令和11年6月27日

金額は、年間560,013円となっております。

番号20

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字阿歴内147-4の内

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、67,171㎡外12筆、合計は302,728㎡

利用権の期間、令和6年8月1日から令和11年7月31日

金額は、年間908,184円となっております。

以上です。

なお、番号18から番号20については遠藤委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 15番・遠藤君。

○15番（遠藤聡君） 15番、遠藤です。

議案第72号、番号18から番号20について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、7月18日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規と継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました15番・遠藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号18から番号20まで内容3件については原案可決されました。

続いて番号21を議題といたします。

なお、●番・●●君と●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

(●●●●君、●●●●君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長(工藤理恵君) はい。

番号21

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字阿歴内原野南6線159-5の内

地目、登記簿山林、現況畑

面積、13,490㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和6年8月1日から令和16年2月28日

土地の引渡時期、令和6年8月1日

金額は、年間37,772円

支払方法は毎年10月末までに指定口座振込みとなっております。

以上です。

なお、番号21については遠藤委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長(佐藤徳市君) 15番・遠藤君。

○15番(遠藤聡君) 15番、遠藤です。

議案第72号、番号21について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、7月18日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました15番・遠藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号21については原案可決されました。

（●●●●君、●●●●君復席）

以上をもって、議案第72号、内容21件については原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤 徳市君） これをもちまして、第14回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第14回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

（午前10時50分閉会）